

大口町告示第80号

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年7月2日

大口町長 鈴木雅博

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要
綱

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成25年大口町告示第87号）の一部を次のように改正する。

別表第2耐震改修工事に対する助成額の項中アを次のように改める。

ア 一段目耐震改修工事にあつては、耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び改修設計費を合算した額とし、60万円又は耐震補強工事費の100%のうち少ない額を限度とする。

別表第2耐震改修工事に対する助成額の項イ第1号を次のように改める。

(1) 耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び改修設計費を合算した額とし、40万円又は一段目耐震補強工事費と二段目耐震補強工事費の合計の80%の額から一段目の補助金を差し引いた額のうち少ない額を限度とする。

別表第2耐震改修工事に対する助成額の項中イ第2号及び第3号を削り、同項イ第4号を第2号とする。

別表第2補助金の交付金額の項中「(4)」を「(2)」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月2日から適用する。